

「NEXCO東日本 渋滞予報ガイド」への 広告掲載のご案内

平成28年4月

NEXCO東日本
事業開発部 新事業開発部



渋滞予報ガイドのご説明

■NEXCO東日本が発行する渋滞予報で、GW、お盆、年末年始などの交通繁忙期に定期的に発行されています。

■交通繁忙期間の渋滞回数が増加する傾向にあり、お客さまの渋滞情報への関心がさらに高まっており、他のNEXCO東日本が発行する媒体(交通安全啓発ちらし等)よりも注目度、持ち帰り比率が高く、一定期間お客さまの手元に置かれ繰り返し確認される媒体となっております。

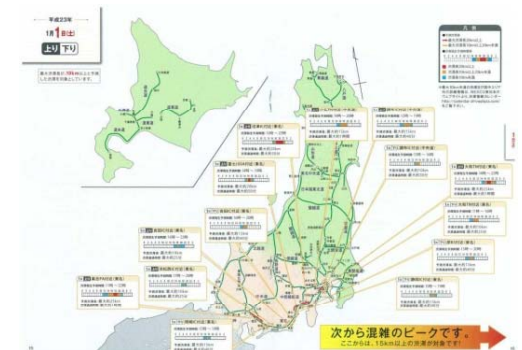
「渋滞予報ガイド」発行概要

発行部数	約10万部(発行毎)
配布先	NEXCO東日本各事業所 NEXCO東日本管轄のサービスエリア・パーキングエリア ※ 次ページ参照
配布開始時期	交通繁忙期開始時期 GW:4月上旬、お盆:7月中旬、年末年始:12月上旬
配布終了予定	交通繁忙期終了時期 GW:5月上旬、お盆:8月中旬、年末年始:1月下旬

【表紙】



【渋滞予報ページ】



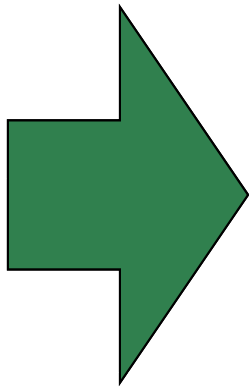
【弊社広告ページ】



渋滞予報ガイドの配布場所

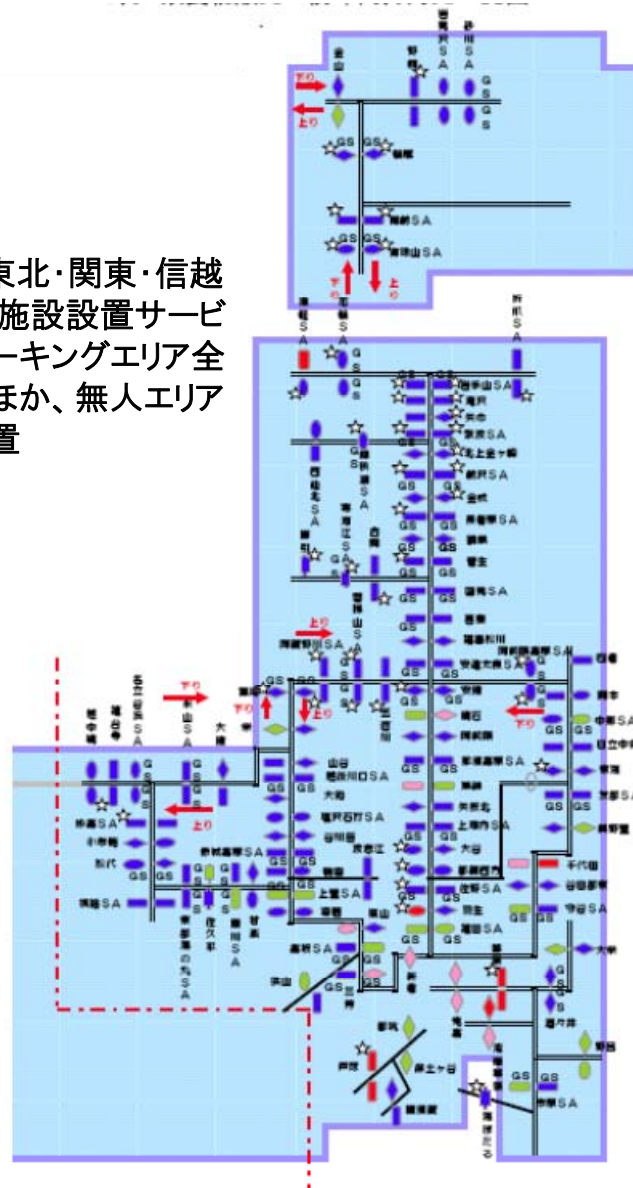
● NEXCO東日本各事業所(約40箇所)に配布

送付先	
1	本社 交通課
2	北海道支社 交通管理課
3	東北支社 交通管理課
4	東北支社 青森管理事務所
5	東北支社 十和田管理事務所
6	東北支社 盛岡管理事務所
7	東北支社 北上管理事務所
8	東北支社 古川管理事務所
9	東北支社 仙台管理事務所
10	東北支社 福島管理事務所
11	東北支社 郡山管理事務所
12	東北支社 八戸管理事務所
13	東北支社 横手管理事務所
14	東北支社 秋田管理事務所
15	東北支社 山形管理事務所
16	東北支社 会津若松管理事務所
17	東北支社 いわき管理事務所
18	東北支社 鶴岡工事事務所
19	関東支社 広報課
20	関東支社 交通管理課
21	関東支社 京浜管理事務所
22	関東支社 那須管理事務所
23	関東支社 宇都宮管理事務所
24	関東支社 加須管理事務所
25	関東支社 三郷管理事務所
26	関東支社 千葉管理事務所
27	関東支社 市原管理事務所
28	関東支社 東京湾7アライン管理事務所
29	関東支社 谷和原管理事務所
30	関東支社 水戸管理事務所
31	関東支社 所沢管理事務所
32	関東支社 高崎管理事務所
33	関東支社 佐久管理事務所
34	関東支社 長野管理事務所
35	新潟支社 交通課
36	新潟支社 湯沢管理事務所
37	新潟支社 新潟管理事務所
38	新潟支社 長岡管理事務所
39	新潟支社 上越管理事務所
40	JAF関東本部



● NEXCO東日本管轄サービスエリア・パーキングエリアにて配布

※北海道・東北・関東・信越地域の営業施設設置サービスエリア・パーキングエリア全186箇所のほか、無人エリアにも適宜設置



- サービスエリア・パーキングエリアのインフォメーション・ラックにて配布するほか、NEXCO東日本各事業所を通じ、関係行政機関等にも適宜設置
- JAF関東本部にも配布
→ JAF関係機関内で適宜配布

渋滞予報ガイドへの広告掲載について

■ 広告掲載条件

- 広告の内容・・・ 「交通安全」または「快適ドライブ」に関する内容・商品等であること
- 掲載サイズ・・・ B4 1/2 サイズ (B5縦サイズ) (全32ページ中)
- 掲載場所・・・ 表4 ※広告内容によっては都度調整させていただくことがあります。
- 掲載データ・・・ 掲載データの製作につきましては、弊社の仕様(イラストレータCS2以上)に基づき、貴社の負担にて貴社にて製作して頂きます。
- 掲載料金・・・ 30万円(税抜)

※ 広告掲載面(イメージ)



NEXCO東日本 オリジナル冊子への 広告掲載のご案内

2015年4月

東日本高速道路(株) 北海道支社

あなたに、ベスト・ウェイ。



1.北海道ドライブマップ

- NEXCO東日本北海道支社が発行するドライブ情報冊子で、年2～3回発行されています。
- 平成27年度は、6月に夏版、9月に秋冬版、3月に春夏版が発行される予定です。(H28年度以降は9月に秋冬版、3月に春夏版が発行される予定です)
- 北海道支社の事業紹介のほか、地域情報、周辺施設などを掲載しています。
- 毎回5～7万部発行しており、北海道内のSA・PAのほか、レンタカー会社、道の駅、アウトレットモール、観光案内所等で配布しています。



< 表紙 >



< 事業紹介面 >



広告枠
1ページ

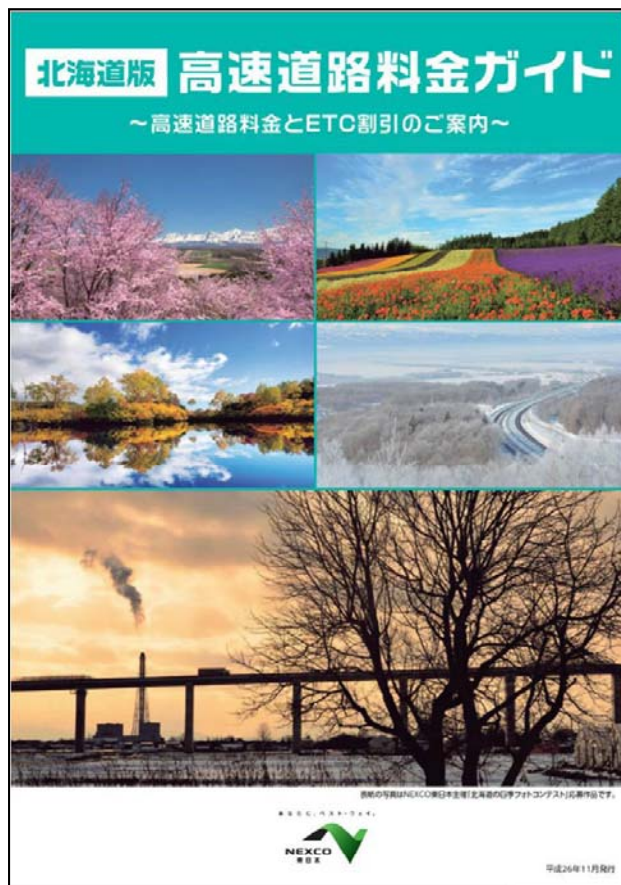


< 広告掲載面 >

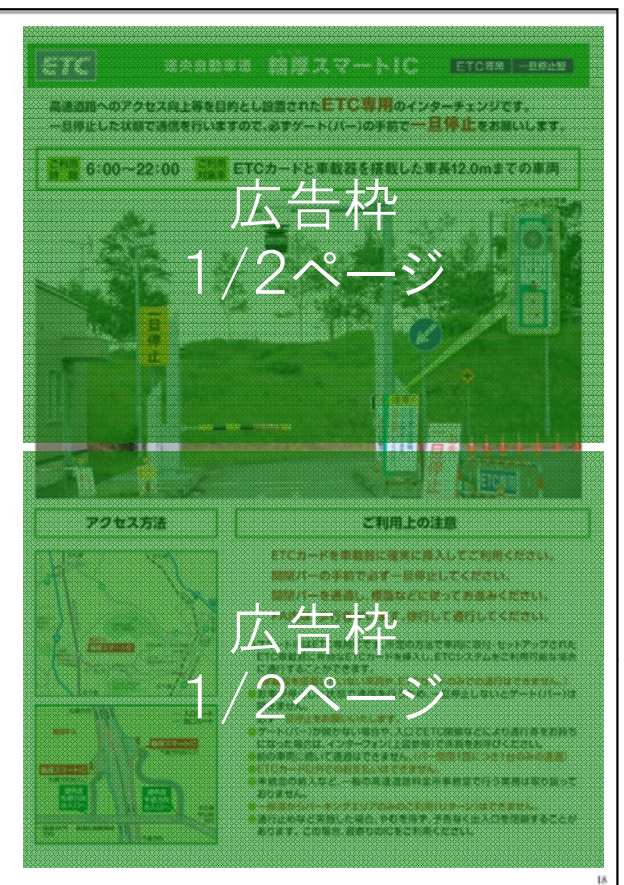
2.高速道路料金ガイド【北海道版】

- NEXCO東日本北海道支社が発行する高速道路料金情報冊子で、年1回程度発行されています。
- 北海道支社管内の各区間の距離、料金表、ETC割引などを掲載しています。
- 毎年約3万部前後発行しており、北海道支社管内の各料金所、SA・PAで配布しています。

< 表紙 >



< 広告掲載面 >



3.広告掲載条件

- 入稿原稿のデータ仕様について・・・弊社仕様(PDF及びイラストレーターCS4以上)に基づき、貴社負担にて製作していただきます。
- 入稿締切り・・・配布開始の1ヶ月半前を目安にさせていただきます。(個別にご相談)
- 掲載料金

冊子	広告スペース	料金(円、税込)	備考
北海道ドライブマップ (発行部数:5~7万部)	中面 A5 1ページ	162,000円	
	中面 A5 1/2ページ横サイズ	108,000円	
高速道路料金ガイド 北海道版 (発行部数:3万部前後)	中面 A4 1ページ	162,000円	
	中面 A4 1/2ページ横サイズ	108,000円	

■お申込み・お問合せ先

NEXCO東日本 北海道支社 総合企画課 萩原

TEL:011-896-5281(平日 午前9時より午後5時30分まで)

広告掲載に係る規約

(本規約の目的)

第1条 本規約は、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が発行する冊子等（以下「冊子等」という。）における広告の掲載にあたり、広告の掲載の申し込み者（以下「申込者」という。）が遵守し、又は承認すべき事項を定めるものである。

(契約の成立)

第2条 広告掲載に関する契約（以下「本契約」という。）は、申込者がNEXCO 東日本指定の広告掲載申込書（以下「申込書」という。）をNEXCO 東日本に提出し、NEXCO 東日本が承諾書を交付することにより成立するものとし、本契約の成立により、申込者は、この規約を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(業務の内容)

第3条 NEXCO 東日本は、冊子等を通じて、申込者が提出した広告宣伝文章等の掲出を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当すると判断される広告は掲載しないものとする。

- 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの
- 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービス
- NEXCO 東日本又は第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- 宗教団体による普及推進を主目的とするもの
- 非科学的又は迷信に類するもので、見る者を戸惑わせ又は不安を与えるおそれがあるもの
- 社会的に不適切なもの
- 国内世論が大きく分かれているもの
- 誇大な表現（誇大広告）、根拠の無い表示又は誤認を招くような表現
- 射幸心を著しく煽る表現
- 虚偽の内容を表示するもの
- 責任の所在が明確でないもの
- 内容が明確でないもの
- 国、地方公共団体、その他の公共機関が、申込者、商品又はサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- 水着姿、裸体姿等で、かつ、広告内容に無関係で必然性の無いもの。ただし、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- 暴力や犯罪を肯定し又は助長するような表現
- 残酷な描写等、公序良俗に反するような表現
- 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- ギャンブル等を肯定するもの
- 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- 美観を損ねるような、著しくどぎついもの又はくどいもの
- 休憩施設（SA・PA）の景観と著しく違和感があるもの
- 著しくデザイン性の劣るもの
- 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- アルコール（酒類）に関するもの
- その他、NEXCO 東日本が不適切と判断する内容

(業務の対価)

第4条 申込者は、申込書において確定した業務の対価をNEXCO 東日本に支払うものとする。

(対価の支払方法)

第5条 NEXCO 東日本は、前条に定める業務の対価を、申込者に対して、冊子等をNEXCO 東日本管内において配布完了した日付にて請求し、申込者は、この請求に基づいて、請求書を受領した日の翌々月末日までにNEXCO 東日本の指定する銀行口座に現金による振り込みの方法で支払うものとする。

(義務及び責任)

第6条 冊子等に掲載された広告の内容及びリンク先の内容に関して、第三者からクレームを受け、又は第三者との間で紛争を生じたときは、申込者の責任と負担において解決するものとし、NEXCO 東日本に損害を与えないものとする。

2 NEXCO 東日本は、申込者が冊子等に掲載した広告又はそのリンク先を通じて第三者に販売した商品又は提供したサービスについて、一切責任を負わないものとする。

3 申込者は、NEXCO 東日本の指定する期日までに、NEXCO 東日本指定の形式等により広告宣伝文章等の入稿を行うものとし、入稿が行われなかった場合、NEXCO 東日本は、本契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとする。

4 NEXCO 東日本は、天災地変、ハッキング等、NEXCO 東日本の責に帰すことができない事由により、広告の掲載ができず、又は掲載された広告からリンク先へ接続できない等、本規約における義務を履行できない場合は、一切の責任を負わないものとする。

5 NEXCO 東日本は、申込者が冊子等に掲載した広告の効果、影響等について一切再保証しないものとする。

(著作権)

第7条 申込者が第6条第3項に基づき入稿した原稿に関する著作権その他一切の権利は、申込者に留保されるものとする。

2 NEXCO 東日本は、NEXCO 東日本及びNEXCO 東日本グループ会社の媒体企画書において、広告枠に掲載する申込者の広告物（申込者の名称、ロゴ及びクレジット等を含む）を使用する場合は、申込者の許可を必要とするものとする。

(損害賠償)

第8条 申込者又はNEXCO 東日本は、本契約の規定に違反したことによって相手方に損害を与え、又は法律上の損害賠償義務が発生した場合、それにより生じた損害を相手方に賠償するものとする。

2 前項の賠償義務者は、本契約が終了又は解除されたあとであっても、賠償義務を免れないものとする。

(免責事項)

第9条 NEXCO 東日本は、本規約に定める業務を円滑に遂行するため、冊子等及び広告宣伝文章等の掲出に必要なサービス設備を、随時かつ任意に一時停止又は撤去して保守管理を行うことができるものとし、停止時間が24時間以上にわたることが予想される場合には、原則として申込者に対して事前に通知するものとする。

2 NEXCO 東日本は、本業務遂行のためのサービス設備に障害が生じたことを知ったときには、当該設備の運用を一時停止し、速やかにその修理又は復旧をするものとする。

(契約内容の変更)

第10条 本契約に定める諸条件は、申込者及びNEXCO 東日本が協議の上、双方の合意を条件に内容を変更することができるものとする。

(契約期間)

第11条 契約期間は、申込書に記載された期間とする。

(情報の利用)

第12条 申込者は、冊子等への広告の掲載により取得した第三者の顧客情報を、当該第三者から事前に了解を得ている目的以外には使用してはならない。

2 前項の第三者の顧客情報は、直接・間接を問わず、申込者が冊子等への広告の掲載により取得した、氏名・住所をはじめとする当該第三者の属性に関する一切の情報をいう。

(情報の管理)

第13条 申込者は、前条第2項の顧客情報を、法令に基づく場合又は当該第三者から事前の了解を得た場合を除いて第三者（当該第三者を除く）に開示又は漏洩してはならない。

(相殺)

第14条 NEXCO 東日本が申込者に対して債権を有し、かつ、債務を負担する場合、当該債権と当該債務とを対当額をもって相殺することができるものとする。

(解除)

第15条 NEXCO 東日本は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何等の催告等を要せず本契約を解除し、かつこれにより生じた損害の賠償を申込者に請求することができるものとする。

- 本規約に違反したとき
- 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき
- 自らを債務者とする差押の申立があったとき
- 破産、特別清算、会社更生、民事再生又は解散その他営業の廃止があったとき
- 監督官庁から営業停止又は取消しの処分を受けたとき
- 前各号に準じる重大な事項が生じたとき

2 申込者は、前項に基づきNEXCO 東日本が本契約を解除した場合、期限の利益を喪失し、第4条の対価の未払金額を直ちにNEXCO 東日本へ支払うものとする。

(合意管轄裁判所)

第16条 本契約に関してNEXCO 東日本と申込者の間で訴訟の必要が生じたときは、NEXCO 東日本の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第17条 本規約に定めのない事項及び本契約各条項の解釈に疑義が生じたときは、NEXCO 東日本と申込者が誠意をもって協議し、速やかに解決するものとする。